

## VI 温泉採取許可申請

### 1 温泉採取許可申請が必要な場合

温泉にメタンが相当量含まれている場合は、ガス分離設備の設置、適正な排気口の設置、周辺の立ち入り禁止及び火気使用禁止の措置の実施等、可燃性天然ガスの安全対策を実施しなければなりません。メタン濃度については、温泉法の登録分析機関等で測定した結果が有効となります。

### 2 温泉採取許可申請について

#### (1) 申請書類

沖縄県温泉法施行細則第10号様式による(99ページ)。

#### (2) 添付書類

添付書類は「温泉法施行規則(省令)で定められた書類」、「温泉法施行細則で定められた書類」、「審査の参考とする書類」を添付する必要があります。

#### ●温泉法施行規則(省令)で定められた書類

①	設備の配置図及び主要な設備の構造図
②	温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が温泉法施行細則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面 ・30ページの事例参照
③	設備の設置の状況を現した写真
④	次に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果 イ 温泉法施行細則第6条の3第1項第1号に規定する測定の結果 ロ 温泉法施行細則第6条の3第1項第2号ハに規定するガス排気口が同項第3号イ又はロに掲げる場所にあっては、同号に規定する測定の結果 ハ 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果(施行規則第6条の3第1項第2号に規定する可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除く。)
⑤	温泉法施行規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規定 ・35ページの事例参照
⑥	申請者が法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しないことを証する書類(法人の場合にあっては役員全員が該当しないことを証する書類) ・所定の様式なし ・法人の役員全員の記名押印又は署名による誓約(書面は1枚にまとめてよい)

#### ●温泉法施行細則で定められた添付書類

①	温泉の採取を行おうとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図
---	------------------------------------

#### ●審査の参考とする添付書類

以下の書類については、利用施設の場所や周辺の自然環境の状況によって異なりますので、

事前に自然保護課と調整してください。

①	法人の場合にあっては登記事項証明書の写し ・法人の役員全員の誓約書が提出されているかを確認するため写しを提出。
②	メタン濃度の測定結果報告書の写し
③	温泉利用施設の平面図及び構造図並びに施設の概要 ・図面類は可能な限りカラー(意匠配色)のもととすること。

### (3) 温泉採取許可の有効期間

許可の有効期間はありません。

### (4) 温泉採取許可の承継について

許可を受けた法人が合併又は分割する場合及び許可を受けた者が死亡した際に温泉の採取の事業の相続が行われた場合(死亡後60日以内に限る)、都道府県知事の承認を受けることで、許可を承継することが可能となっています。

地位承継承認申請様式は、法人の合併又は分割の場合は第11号様式、相続の場合は第12号様式となりますので、省令で定められた書類を添付して申請してください。

なお、譲渡の場合、承継の対象とはなりませんので、改めて許可を取り直す必要があります。

※法人の合併又は分割の場合における承認の要・不要は12ページを参照してください。

## 【参考 1】

技術基準に適合することを証する書面（作成例）

（作成例） 温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面

申請者名 採取事業者名 採取箇所住所			
技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合等	状況	備考
1. 温泉井戸又はガス分離設備が屋外に設置されている場合（第6条の3第1項関係） (1) ガス分離設備の設置＜第6条の3第1項第1号＞			
ガス分離設備が設けられていること。<第1号>	適合・不適合	適合：設置している 不適合：設置していない	ガス分離設備の種類と数 ・ガスセパレータ（ ） ・貯湯槽（ ） ・その他（ ）
ガス分離設備通過後の温泉水から分離した気体中のメタン濃度は環境大臣が定める基準値未満であること。<第1号>	適合・不適合	適合：基準値未満 不適合：基準値以上	測定方法： 告示第1条 第1号、第2号 測定結果：%LEL
(2) 可燃性天然ガス発生設備の屋外設置＜第6条の3第1項第2号＞＜附則第4条第1項＞			
温泉井戸が屋外にあること。（ただし、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。）<第2号イ>  (※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されている温泉井戸は適用除外。)	適合・不適合	適合：屋外に設置 適合：ただし書き適用 適合：適用除外 不適合：屋内に設置	ただし書き適用の場合はその理由：  添付図〇参照
ガス分離設備が屋外にあること。<第2号ロ>  (※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されているガス分離設備は適用除外。)	適合・不適合	適合：屋外に設置 適合：適用除外 不適合：屋内に設置	添付図〇参照
温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口が屋外にあること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：屋外に設置 不適合：屋内に設置	添付図〇参照
(3) 可燃性天然ガスの排出口の位置等＜第6条の3第1項第3号＞			
可燃性天然ガスの排出口からのメタン濃度が爆発下限界の値の25パーセント未満であること。 (25%LEL以上である場合は以下の措置を行う)	適合・不適合	適合：メタン濃度25%LEL未満 不適合：メタン濃度25%LEL以上	測定結果について は申請書に添付
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）が、温泉井戸又はガス分離設備の床面又は地面からの高さが3m以下の場所にないこと。 <第3号イ>	適合・不適合	適合：3m以下にない 不適合：3m以下にある	排出口の高さ 温泉井戸：高さ m ガス分離設備(セパレーター)：高さ m ガス分離設備(貯湯槽)：高さ m  添付図〇参照
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）から水平距離3m、垂直距離が上方8m又は下方0.5m以内である空間内に、火気設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有していない電気設備、屋内への空気の取入口(窓や吸気口等)、又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所(ベランダや一般の人々が立ち入れる屋上)がないこと。 <第3号ロ>	適合・不適合	適合：火気使用設備等ない 不適合：火気使用設備等あり	添付図〇参照
(4) 配管の閉塞防止措置＜第6条の3第1項第4号＞			
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合は凍結を防止する措置の実施。 <第4号イ>	適合・不適合	適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由：  措置する場合(閉塞のおそれがある場合) の措置方法：
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合は、水抜き設備の設置及び定期的に水を抜く措置の実施。 <第4号ロ>	適合・不適合	適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由：  措置する場合(滞留のおそれがある場合) の措置方法：
(5) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断＜第6条の3第1項第5号＞			
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（シャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱 その他（ ）

技術基準に適合することを証する書面（作成例）

(6) 火気使用制限等<第6条の3第1項第6号>

可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 <第6号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	①可燃性天然ガスの多さ（ガス水比）ガス○：水○ ②設置しない距離： m ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m × 幅 m
可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行なうことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。） <第6号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
関係者が見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第6号ハ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：提示しない	掲示の場所：

(7) 関係者以外の立入制限措置<第6条の3第1項第7号><附則第4条第3項>

柵の設置その他の方法により、可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多い地域と認めた地域においては2m）の範囲内の地面又は床面（可燃性天然ガス発生設備からの垂直距離が5m以上の場合を除く）における、関係者以外の者の立入を制限すること。 (※上部が開口した既存の地下に埋設された施設については附則第4条第3項により適用除外。)	適合・不適合	適合：制限する 適合：適用場外 不適合：制限しない	①設備から柵までの距離： m ②措置の内容： フェンス（高さ： m） ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m × 幅 m	添付図○参照
---	--------	---------------------------------	---	--------

(8) 月次点検<第6条の3第1項第8号>

毎月1回以上、ガス分離設備内部の水位及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない	
--	--------	----------------------	--

(9) 記録及び記録の保存<第6条の3第1項第9号>

点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない	
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	

(10) 災害防止規程の作成<第6条の3第1項第10号>

以下を定めた災害防止規程の作成し、温泉の採取の場所に備え付けること。<第10号イ>	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のために措置を適正に実施するための体制に関すること。 <第10号ロ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	申請書に添付
災害の防止のために行なう点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	"
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 <第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	"
その他災害の防止に関し必要な事項。 <第10号ニ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	"

(12) 非常時の措置<第6条の3第1項第11号>

災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行なうこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能	
--------------------------------------	--------	----------------------	--

## 技術基準に適合することを証する書面（作成例）

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合	状況	備考
2. 温泉井戸又はガス分離設備が室内に設置されている場合（第6条の3第3項関係）（附則第4条第1項による読み替え）			
(1) 第1項の準用<第6条の3第3項第1号>			
第1項各号に掲げる基準	—	—	
(2) ガスの漏出防止<第6条の3第3項第2号>			
屋内に設置されている温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにその間の配管からの可燃性天然ガスの漏出しない構造であること。	適合・不適合	適合：漏出しない 不適合：漏出している	
(3) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された室内における換気設備の設置<第6条の3第3項第3号>			
自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、適用しない。 <第3号>	適合・不適合	適合：自然換気で換気が確保されている 不適合：自然換気では換気が確保されない	自然換気の場合その状況：
部屋の内部の空気を1時間につき10回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。 <第3号イ>	適合・不適合	適合：能力あり 不適合：能力なし	部屋の容積： $m^3$ 換気能力： $m^3/\text{時間}$ 換気回数： $\text{回}/\text{時間}$
吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。 <第3号ハ>	適合・不適合	適合：阻害されない 不適合：阻害されている	添付図〇参照
(4) ガス換気設備の運転<第6条の3第3項第4号>			
ガス換気設備は、常時運転していること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）	適合・不適合	適用：常時運転する 適用：ただし書き適用 不適合：常時運転しない	ただし書き適用の場合はその理由：
(5) 警報設備の設置<第6条の3第3項第5号>			
次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）<第5号> ※ただし書き適用の場合、以下は記載不要	適合・不適合	適合：設置する 適合：ただし書き適用 不適合：設置しない	ただし書き適用の場合はその理由：
可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。 <第5号イ>	適合・不適合	適合：適切な位置 不適合：不適切な位置	検知器の数：個 検知器の設置位置：
警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の10パーセント以上となつた場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。 <第5号ロ>	適合・不適合	適合：適切な作動 不適合：不適切な作動	警報音の発動濃度： $\%LEL$ 警報を発する場所：
空気中のメタンの濃度が表示されること。 <第5号ハ>	適合・不適合	有：表示あり 無：表示なし	メタン濃度が表示される場所：
(6) 採取の停止<第6条の3第3項第6号>			
温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。（ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。）	適合・不適合	適合：停止できる構造 適合：ただし書き適用 不適合：停止しない構造	①停止できる場合 汲み上げ方法：揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動 ②ただし書き適用の場合はその理由：
(7) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された室内における火気使用制限等<第6条の3第3項第7号><附則第5条第1項各号、第2項各号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第7号イ> (※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第1項の措置が必要) → (13) へ	適合・不適合	適合：設置しない 適合：適用除外 不適合：設置する	ただし書き適用の場合はその理由：
火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行なうことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。）<第7号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。<第7号ハ> (※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第2項の措置が必要) → (14) へ	適合・不適合	適合：設置しない 適合：適用除外 不適合：設置する	掲示の場所：
部屋の内部及び部屋の入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第7号ニ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	

技術基準に適合することを証する書面（作成例）

(8) 関係者以外の立入禁止制限<第6条の3第3項第8号>

温泉井戸又はガス分離設備が設置された部屋に、立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限する措置の方法：	
--	--------	----------------------	------------	--

(9) 温泉井戸にガス排出口の設置<第6条の3第3項第9号>

発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適合：蓄積しない構造 適合：設置する 不適合：設置しない	蓄積しないと判断した場合はその理由：	
--	--------	------------------------------------	--------------------	--

(10) 携帯型可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第6条の3第3項第10号>

携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：	
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量： 備付場所：	

(11) 毎作業日の点検<第6条の3第3項第11号>

次に掲げる事項について、1日1回以上、点検を実施すること。 <第11号>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度を携帯型の可燃性ガスの測定器を用いて測定すること。<第11号イ>	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない		
温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。<第11号ロ>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		

(12) 記録及び記録の保存<第6条の3第3項第12号>

点検結果等の記録を2年間保存すること<第12号>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		
警報設備による警報の作動状況の記録<第12号>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
毎日の点検作業の記録<第12号>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		

(13) 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備(火気使用設備等)を設置している場合(既存施設のみに適用)<附則第5条第1項>

当該火気使用設備等は、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有すること。<第1号>	適合・不適合	適合：停止できる構造 不適合：停止しない構造	自動停止される火気使用設備名：	添付図○参照
可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されていること。<第2号>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	設置場所：	添付図○参照

(14) 防爆性能を有しない電気設備が設置されている場合の措置(既存施設のみに適用)<附則第5条第2項>

次のいずれかの措置を講じていること				
ア) 警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。<第1号>	適合・不適合	適合：①を適用 ②を適用 不適合：①、②を適用せず	① ア) の場合 汲み上げ方法：揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動	
イ) ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに、温泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備(防爆性能を有する電気設備を除く。)への電気の供給を自動的に停止する構造を有すること。<第2号>			② イ) の場合 自動停止される電気設備名：	

## 技術基準に適合することを証する書面（作成例）

技術基準の内容	技術基準適合状況			
	技術基準適合・不適合	状況	備考	
<b>3. 温泉井戸が地下ピットに設置されている場合&lt;附則第4条第2項関係&gt;</b>				
(1) 温泉の採取停止<附則第4条第2項第1号>				
温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。<第1号>	適合・不適合	適合：停止できる 適合：ただし書き適用 不適合：停止できない	ただし書き適用の場合はその理由：	
(2) 火気使用制限等<附則第4条第2項第2号>				
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する		
火気を使用する作業を実施しないこと（ただし、当該範囲内において行なうことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。）<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：	
防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する		
地下ピットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ニ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示の場所：	
(3) 地下ピットへの排出口の設置<附則第4条第2項第3号>				
地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。 (ただし、メタン濃度が2.5%LEL以上となる排出口にあっては、第6条の3第1項第3号(排出口の位置の基準)の場所に設置しないこと。)	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	排出口におけるメタンの濃度： %LEL 排気口の高さ：m	添付図〇参照
(4) 配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第4号>				
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。<第6条の3第1項第4号イ>	適合・不適合	適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合(閉塞のおそれがある場合)の措置方法：	
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。<第6条の3第1項第4号ロ>	適合・不適合	適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合(滞留のおそれがある場合)の措置方法：	
(5) 他の屋内への空気の侵入防止措置<附則第4条第2項第5号>				
地下ピットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないようにしていること。	適合・不適合	適合：配管なし 適合：措置する 不適合：措置しない		
(6) 温泉井戸への排出口の設置及び排出口の位置<附則第4条第2項第6号>				
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない		
排出される気体中のメタンの濃度が2.5%LEL以上となる排出口にあっては、第6条の3第1項第3号イ(排出口の位置の基準)の場所に設置しないこと。<第6号ただし書き>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	排出状態における排出口のメタン濃度：	
(7) 配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第7号>				
温泉井戸にガス排出口が設けられている場合は以下の措置を講ずること。<第7号> ※温泉井戸にガス排出口が設けられていない場合は以下の記載は不要	--	--		
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。<第6条の3第1項第4号イ>	適合・不適合	適合：設備なし 適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合(閉塞のおそれがある場合)の措置方法：	
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。<第6条の3第1項第4号ロ>	適合・不適合	適合：設備なし 適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合(滞留のおそれがある場合)の措置方法：	
(8) 月次点検<附則第4条第2項第8号>				
毎月1回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(9) 記録の保存<附則第4条第2項第9号>				
点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		
(10) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<附則第4条第2項第10号>				
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。<第6条の3第1項第5号>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱 その他（）	

## 【参考2】

災害防止規程（採取・作成例）

### 災害防止規程（採取・作成例）

#### 第1章 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項

##### 1-1 保安管理体制（組織体制）

保安管理体制は、別紙1に示すとおりであり、関係者に周知を図る。

##### 1-2 安全担当者の選任及び職務範囲

###### (1) 安全担当者の選任

###### ①安全担当者の選任要件

安全担当者は、温泉施設における責任者であって、温泉の採取中は常に温泉施設内に常駐し、安全に係る判断を行い、指揮命令を行うことができる者の中から選任する。

※なお、安全担当者が不在の時に備え、その職務を行うため安全担当者代理者を選任する。

※代理者を選任する場合は記載。

###### ②安全担当者の選任

安全担当者は、次に定める者とする。

・安全担当者 ○○○○

安全担当者代理者※は、次に定めるものとする。

・安全担当者代理者 ○○○○

※代理者を選任する場合は、代理者名についても記載。

###### (2) 安全担当者の職務範囲

安全担当者※は、可燃性天然ガスによる災害を防止するため、次に掲げる事項を実施する。

①可燃性天然ガスに対する安全確保に関すること。

②災害防止のための設備の点検、維持管理等に関すること。

③災害その他の非常の場合の対応等に関すること。

④保安教育に関すること。

※安全担当者不在の場合は、安全担当者代理者が上記職務を遂行する。

##### 1-3 災害時の緊急連絡体制

災害時の緊急連絡体制は、別紙2に示すとおりであり、関係者に周知を図るとともに関係者の見易い場所に掲示する。

## 第2章 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項

### 2-1 日常点検の実施方法及び記録、保存の方法

#### (1) 日常点検の実施方法

安全担当者は、次の事項等について点検を実施する。

##### ■毎月1回以上実施する事項

###### [屋外（既設・新設）]

○ガス分離設備の内部の水位計、ガス発生設備に異常がないか。

###### [屋内（既設）]

○ガス分離設備の内部の水位計、ガス発生設備に異常がないか。

###### [地下ピット（既設）]

○温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口に異常がないか。

##### ■毎日1回以上実施する事項

###### [屋内（既設）]

○温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度が危険な濃度（25 %LEL）となっていないか（携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定）。

○温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備に異常がないか。

###### [屋内（新設（多雪寒冷地区のみ））]

○温泉井戸周辺の空気中のメタン濃度が危険な濃度（25 %LEL）となっていないか（携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定）。

○温泉井戸及びガス換気設備に異常がないか。

##### ■その他状況に応じて必要な事項

○各設備は正常に機能しているか。

○各設備からガス排出口までの配管が閉塞していないか。

○火気の使用制限等を遵守しているか。

○火気厳禁等の掲示が適切な位置に設置されているか。

○関係者以外の立入禁止措置が適切に講じられているか。

○ガス排出口以外の場所からガスが漏出していないか。

○ガス警報設備等が正常に作動するか。

○ガス警報設備にはメタン濃度が表示されているか。

○温泉井戸はガス検知器がメタン濃度25 %LEL以上を検知したときに迅速かつ確実に停止するか。

○消火器が必要な箇所に備え付けられているか。

○火気使用設備等はガス検知器がメタン濃度25 %LEL以上を検知したときに自動停止するか。

○電気設備はガス検知器がメタン濃度25 %LEL以上を検知したときに電気の供給が自動停止するか。

○温泉施設以外の施設の異常により温泉施設に影響を与えてないか。

#### (2) 日常点検の記録、保存の方法

安全担当者は、毎日及び毎月1回以上点検を実施する事項については、点検結果を別紙3に示す日常点検表に記録し、その記録を2年間保存する。

※注）また、その他状況に応じて必要な事項についても記録を行う。

※注）申請者の判断により記録を行う場合は記載する。

## 2-2 設備等の不具合を確認した場合の措置方法

設備等の不具合を確認した場合、安全担当者は、安全管理上適切な措置を講じ、事故の予防に努めるとともに、温泉施設管理者に報告する。

# 第3章 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項

## 3-1 近隣住民及び関係機関への連絡方法

### (1) 近隣住民への連絡方法

安全担当者（近隣住民等の安全確保係がいる場合は、該当者）は、通行人に温泉施設内に近づかないように促すとともに、必要に応じて近隣住民に知らせ避難させる。

### (2) 関係機関への連絡方法

安全担当者は、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに関係機関に連絡をする。

## 3-2 退避の方法

安全担当者は、次に掲げる事項等を検討し、関係者に周知等を図る。

### (1) 事前措置

- 安全かつ効率的な避難経路を2つ以上確保するとともに、避難経路として使用する通路、出口等には障害となる物を置かないようにする。
- 役割分担（避難誘導係、周辺住民等の安全確保係、救護係等）を明確にしておく。
- 適宜防災訓練を実施する。

### (2) 災害発生時

- 避難誘導係は、温泉施設内にいる利用者及び作業員等を冷静かつ速やかに安全な位置まで避難誘導する。なお、避難は高齢者、子供、病人を優先させる。
- 近隣住民等の安全確保係は、通行人に温泉施設内に近づかないように促すとともに、必要に応じて近隣住民に知らせ避難させる。
- 救護係は、罹災者が発生した場合、必要に応じて直ちに医師（救急車）へ連絡をとるとともに、可能な範囲で救急処置を施す。
- 避難者は、次の点に留意した適正な避難行動をとる。なお、利用者に対しては、作業員が適正な避難行動をとれるよう促す。
  - ・服装や持ち物に拘らず、避難誘導係の誘導に従い避難する。
  - ・避難時は、ヘルメット等により頭を保護する。また、煙の中では濡れたタオルで口を覆い、姿勢を低くする。
  - ・逃げ遅れた者がいることに気づいた者は、直ちに周知を図る。
  - ・避難後は、温泉施設内に戻らない。

## 3-3 罹災者の救護方法

罹災者が発生した場合、必要に応じて直ちに医師（救急車）へ連絡をとるとともに、可能

な範囲で救急処置を施す。

#### (1) 救急処置例

- 罹災者に意識がある場合は、原則として本人が最も楽な方法で寝かせておく。
- 罹災者が意識を失っている場合は、横向きに寝かせ、気道を確保する。また、水を与えてはならない。

#### ○火傷の応急手当（局所処置）

- ①すぐに患部に水道水等（きれいな水）をヒリヒリした痛みや局部の熱感が消えるまで十分時間をかけて冷やす。衣服の部位の火傷ならその上から水をかける。
- ②患部を冷却した後、衣服、装身具を脱がす。火傷面に付着した部分の衣服は無理にはがさないようにする。
- ③水泡があるときは破らないようにする。冷やした傷は清潔なガーゼや布で軽く覆う。
- ④火傷部位の皮膚から水分が熱とともに蒸発するため、火傷が広範になると生命の危険にさらされる。横に寝かせ、足を挙上して心臓への血液の環流を増す体位とする。軽い火傷の場合は、口から水分（ミネラル飲料等）を飲ませると良い。

### 3-4 ガス警報設備が警報を発した場合の対応

#### (1) 安全担当者の対応

直ちに警報を発した原因を究明し、必要に応じて、適切な措置を講じるよう作業員に指示する。

#### (2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

### 3-5 空気中のメタンの濃度が危険な濃度であることを確認した場合の対応

#### (1) 安全担当者の対応

直ちに次に揚げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業員に指示するとともに、温泉施設管理者に報告する。

なお、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに119番通報及びその他関係機関に連絡をする。

- a) 施設の窓、扉を全開とする等、十分な換気を行う。
- b) 温泉井戸からの揚湯を停止する。
- c) 施設内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発するおそれがある場合は、スイッチに触れない。

#### (2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

### 3-6 火災又は爆発が発生した場合の対応

#### (1) 安全担当者の対応

直ちに次に揚げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業員に指示し、119番通報

及びその他関係機関に連絡をするとともに、温泉施設管理者に報告する。

- a) 利用者及び作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。
- b) 周辺住民等の安全を確保する（周辺住民等の安全確保係がいる場合は、該当者に安全確保を指示する）。
- c) 上記a)～b) の作業と併行して、可能な範囲で以下の措置を講じる。
  - ・温泉井戸からの揚湯を停止する。
  - ・火気及び火気を発生させるおそれのある電気機械器具の使用を停止する。
  - ・施設内の火災発生時において、それが初期段階であれば、消火器等を使用し事故の拡大を防止する。

## (2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

## 3-7 大規模地震や周辺で火災が発生した場合の対応

### (1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業員に指示するとともに、温泉施設管理者に報告する。

- a) 必要に応じて、利用者及び作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。
- b) 罹災者が発生した場合、状況に応じた処置を施す（救護係がいる場合は、該当者に処置を指示する）。
- c) 上記a)～b) の作業と併行して、必要に応じて、可能な範囲で以下の措置を講じる。
  - ・温泉井戸からの揚湯を停止する。
  - ・火気及び火気を発生させるおそれのある電気機械器具の使用を停止する。
- d) 地震が発生した後は、設備の異常の有無を念入りに点検し、異常が認められた場合は修理等を行い、安全が確認されるまでの間は使用しない。

## (2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

## 第4章 その他災害防止に関し必要な事項

### 4-1 保安教育の実施方法

安全担当者は、作業員（新規採用者含む）に対し、遅滞なく、別紙4に掲げる科目について同紙の時間以上の学科教育を行う。

なお、日時、教育を受けた者の氏名、教育内容を記載し、〇年間保存する。

### 4-2 その他自主保安マニュアル類の作成

#### (1) 自主保安マニュアル類の作成例

- 設備、器具及び工作物の使用にあたっての保安マニュアル
- 設備、器具及び工作物の点検マニュアル
- その他

別紙1

○○○温泉施設における保安管理機構図

平成○年○月○日現在

社内での役職

温泉施設管理者

氏名：○○○○

社長

安全担当者※<sup>1</sup>

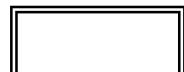
氏名：○○○○

課長

作業員（○名）

氏名※<sup>2</sup>：○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

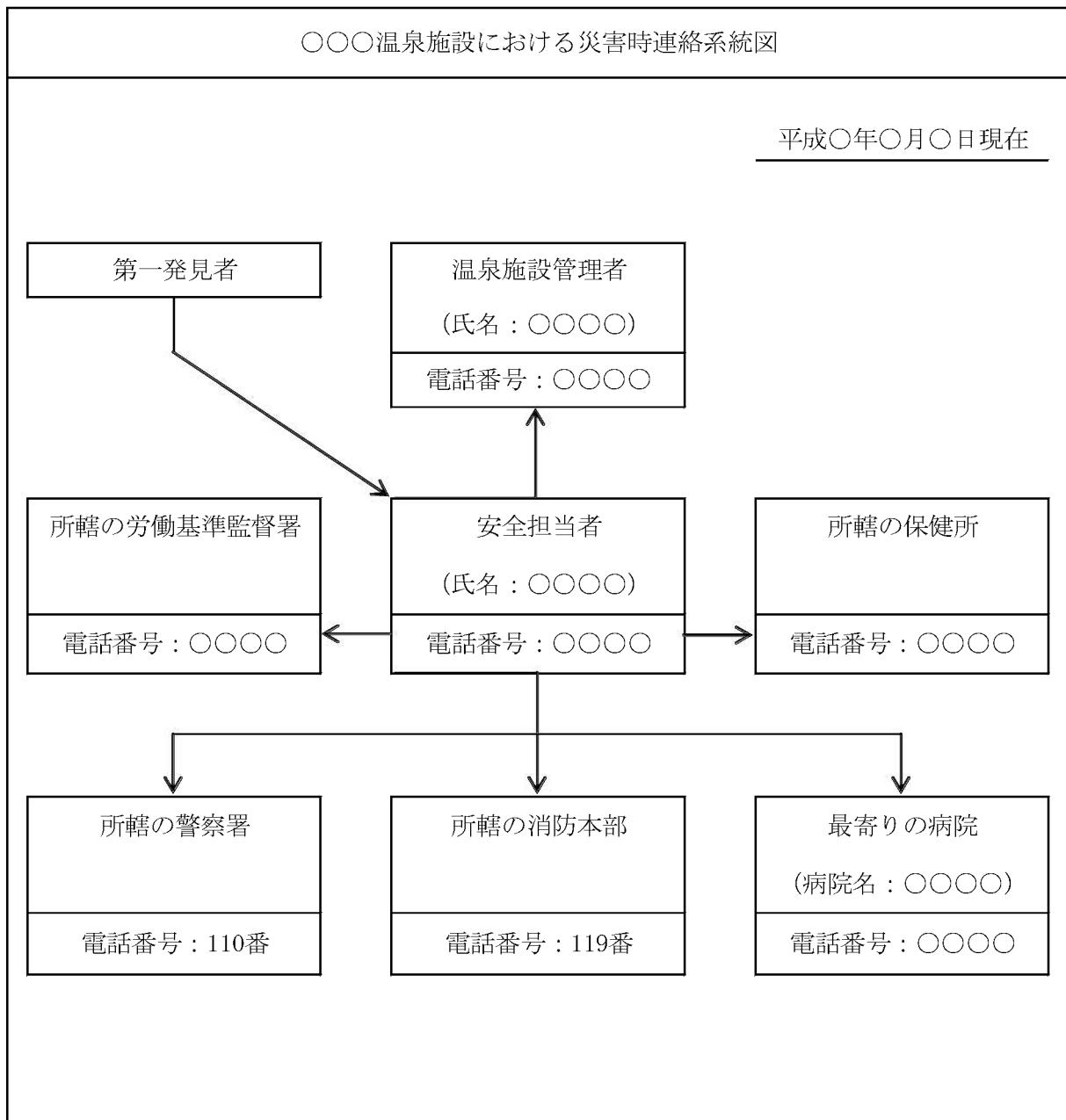
○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○



：災害防止規程で定められる管理者

※1：代理者を選任する場合は、代理者名についても記載。

※2：分かる場合は、氏名についても記載。



**(作成例) 日常点検表**  
—可燃性天然ガス発生設備が屋内にある場合—

施設名称：○○○温泉施設

点検年月日		点検項目						備考	点検者名	責任者 検閲欄			
		毎日実施する項目		毎月○日に 実施する項目	その他状況に応じて必要な項目								
		①	②		③	④	⑤						
H○年○月○日	点検時刻	9:00	9:05	9:10	9:15	9:20	9:25		温泉太郎	温泉施設管理者 安全担当者 (サイン)			
H○年○月○日	状況	異常なし 0%LEL (温泉井戸周辺) 0%LEL (貯湯タンク排気口)	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
H○年○月○日	点検時刻												
H○年○月○日	状況												
H○年○月○日	点検時刻												
H○年○月○日	状況												
H○年○月○日	点検時刻												
H○年○月○日	状況												

## 点検事項

- 毎日1回以上点検を実施し記録する項目
  - ①温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度が危険な濃度（25%LEL）となっていないか。（携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定）。
  - ②温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備に異常がないか。
- 毎月1回以上点検を実施し記録する項目
  - ③ガス分離設備の内部の水位計及びガス発生設備に異常がないか。
  - ④温泉井戸又は地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口に異常がないか。
- その他状況に応じて必要な項目
  - 各設備は正常に機能しているか。
  - 各設備からガス排出口までの配管が閉塞していないか。
  - 火気の使用制限等を遵守しているか。
  - 火気厳禁等の掲示が適切な位置に設置されているか。
  - 関係者以外の立入禁止措置が適切に講じられているか。
  - ガス排出口以外の場所からガスが漏出していないか。
  - ガス警報設備等が正常に作動するか。
  - ガス警報設備にはメタン濃度が表示されているか。
  - 温泉井戸はガス検知器がメタン濃度2.5%LEL以上を検知したときに迅速かつ確実に停止するか。
  - 消火器が必要な箇所に備え付けられているか。
  - 火気使用設備等はガス検知器がメタン濃度2.5%LEL以上を検知したときに自動停止するか。
  - 電気設備はガス検知器がメタン濃度2.5%LEL以上を検知したときに電気の供給が自動停止するか。
  - 温泉施設以外の施設の異常により温泉施設に影響を与えてないか。

## 保安教育の科目及び時間

科目／範囲	時間
可燃性天然ガスの性質に関する知識 ・可燃性天然ガスの性質、危険性について ・温泉汲み上げに付随する可燃性天然ガスの性状について	0.5 時間
火災又はガス爆発事故等の予防に関する知識 ・温泉井戸等、その他設備機器における留意事項について ・巡視及び検査について（日常点検マニュアルの指導等） ・災害時の対応について（災害時の対応マニュアルの指導等）	1.0 時間
関係法令に関する知識 ・温泉法について	0.5 時間
(合計)	2.0 時間